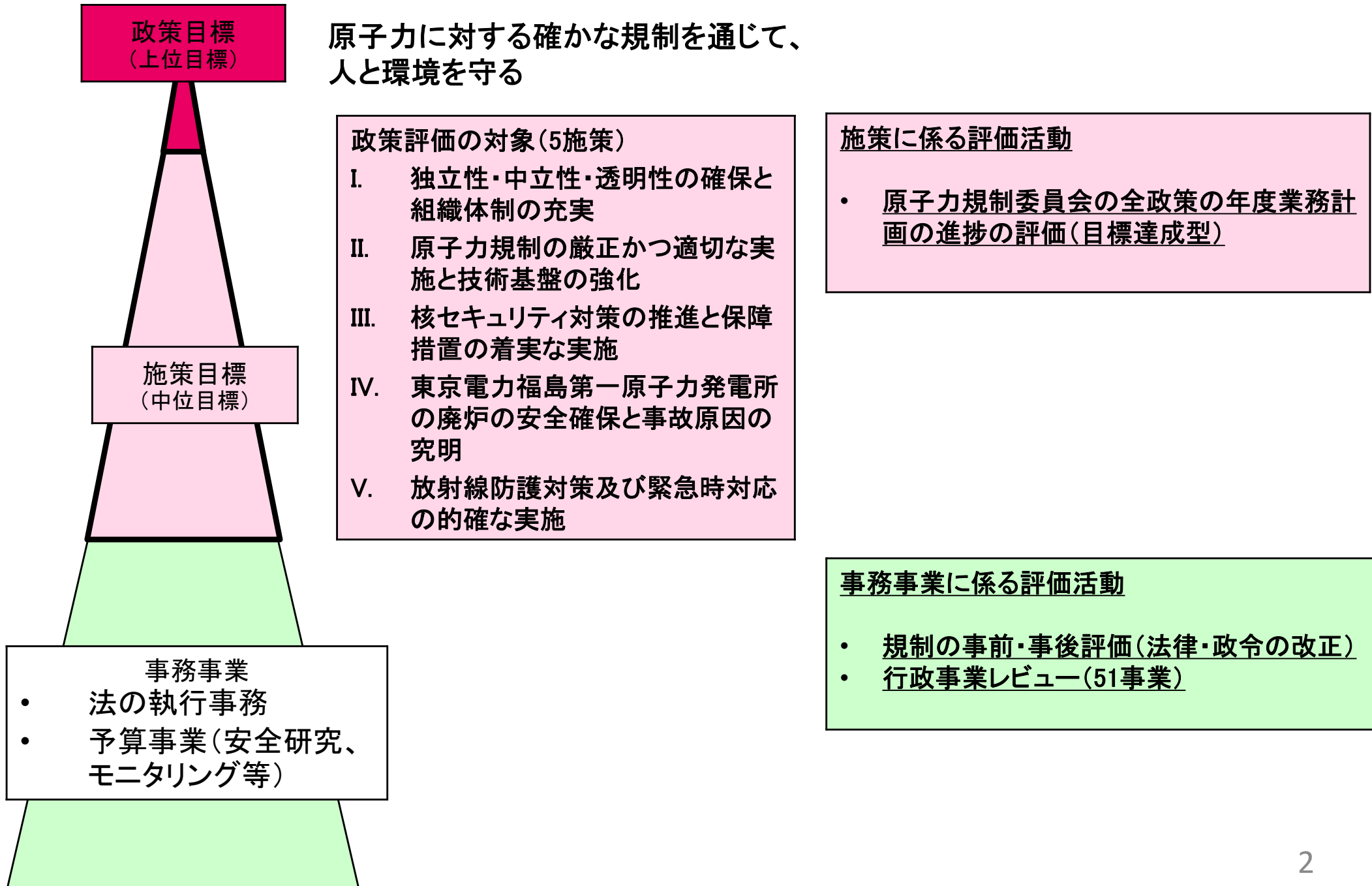


# 令和 4 年度実施施策の政策評価の概要

令和5年7月  
原子力規制庁

# 令和4年度原子力規制委員会の政策体系と政策評価活動



# 各施策目標の評価結果について（総括表）

事前に定めた測定指標の達成度に基づいて、各施策の目標達成度合いを測定した。

施策目標	目標達成度合いの測定結果	定性・定量指標の評価				
		S	A	B	C	D
I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	相当程度進展あり(B)	1	6 (S6)	1	0	0
II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	目標達成(A)	0	7 (S5, B2)	0	0	0
III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	目標達成(A)	0	4 (S2, B2)	0	0	0
IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	目標達成(A)	0	5 (S2)	0	0	0
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	目標達成(A)	0	8 (S1)	0	0	0

※()内、個別目標の評価のうち定性指標と異なる数

## 目標達成度合い（評価区分）について

評価区分	目標達成度合い (各行政機関共通の区分)	評価区分の判定基準 ※新規施策など困難度の高い施策への取組を促すために今回の評価から導入した視点の例
S	目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの ※困難度の高い施策については、特筆すべき工夫や円滑に目的を達成したこと
A	目標達成	全ての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
B	相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの ※困難度の高い施策については、目標達成を困難としている事象が計画時から想定されており、目標の達成の遅れが計画時に見込まれた程度にとどまっているもの
C	進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
D	目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

# 第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

## ➤ 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 過去最多の84回原子力規制委員会会合を開催し、科学的・技術的見地から意思決定を行った。
- 原子力規制委員会の運営の透明性の向上により、意思決定の独立性・中立性を示すため、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との面談録等を原則公開することとした。
- 10事業者の経営責任者（CEO）との意見交換、原子力部門の責任者（CNO）と原子力エネルギー協議会（ATENA）等との意見交換（3回）のほか、地方公共団体等への浜岡原子力発電所や川内原子力発電所の新規規制基準適合性審査の状況等立地原子力施設に関する説明を逐次行っている。
- 昨年度末に運用を開始した被規制者向け情報通知文書（NRA Information Notice）を4件発出した。
- 令和4年9月25日に更田豊志前委員長が退任し、翌日山中伸介委員長と杉山智之委員が就任した。

## ➤ 国際機関との連携

- 東京電力福島第一原子力発電所近傍等の海域モニタリングの結果を国際社会に定期的に発信するとともに、令和5年1月にはALPS処理水の海洋放出に関する2回目のIAEA規制レビューを受け、規制のプロセスと内容がIAEA安全基準に則して取り組まれていることについて、おおむねの認識を共有した。  
※IAEAは令和5年5月4日に報告書を公表し、その中で全体的な所見として、原子力規制委員会の規制にIAEA安全基準が使用されていること等が記されている。

## ➤ 職員の確保と育成

- 実務経験者23名を採用した。令和5年度採用予定者として74名（うち実務経験者34名）を内定した。



浜岡原子力発電所についての地元関係者への説明



中部電力CEOとの意見交換(2022年9月2日)

# 施策目標：1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

目標達成度合いの測定結果：相当程度進展あり（令和3年度：相当程度進展あり）

判断根拠：測定指標を概ね達成したため。 S:1、A:6、B:1、C:0、D:0

## 【原子力規制庁による自己評価】

（困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの）

- OECD/NEAとの共催で「東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の規制活動に関する国際規制者会議」を開催した。
- 年度業務計画の進捗管理様式や組織文化に係るアンケートの見直し等マネジメントシステムの運用を改善した。
- 歳入、支出、執行管理の効率化、全庁的な文房具等の再利用の仕組みの構築による経費の節減に努めた。
- 管理職等を対象に360度評価を実施し、今後の本格運用に向けて課題を整理した。
- 次期LANシステムの運用・改善について当初見込みより早期に計画立案を行った。
- 採用活動に工夫をこらして採用人数を増やし、定数に対する実員数の割合を改善して95.1%とした。

（成果が目標を下回ったことを踏まえてBと評価したもの）

- 集中型訓練生の人数(9名)が想定を下回ったため、研修受講者が目標であった延べ人数2500人を下回った。

## 【原子力規制委員会による主な指摘】

○全体的に庁内のコミュニケーションは向上してきた。

○透明性の向上について努力すべき。原子力利用の推進に係る事務を所掌する省庁との面談についての対応を評価書に記載すべき。

○高経年化した発電用原子炉の安全規制に関するわかりやすい資料の作成が法改正案の了承後となったのは課題。

○今後の取り組みとして、中長期的な視点による組織体制及び人員配置の検討が大切。

## 【令和5年度の取組】★は令和5年1月に変更した中期目標の新規項目

- ★原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政機関との関係における透明性向上
- ★令和6年度 IPPAS ミッションの受け入れ準備
- ★中長期的な視点による組織構成及び人員配置の検討
- 原子力規制委員会の取組に関する分かりやすいコンテンツの作成・公開
- ワークライフバランスの確保、管理職による1on1ミーティングによる所属職員の状況把握、キャリアコンサルタントの任命と面談、メンター制度の充実、異動内示の際の異動前後の管理職と人事担当者からの説明機会の提供、働きやすい職場環境の創出

## ➤ 原子炉等規制法に係る審査等の実施

- 実用発電用原子炉については、11事業者16原子力発電所27プラントについて新規規制基準への適合に係る設置変更許可申請等が提出されている。令和4年度は審査会合を計93回開催した。
- 核燃料施設等については、9事業者等から21施設について新規規制基準への適合に係る事業変更許可申請等が提出され、令和4年度は、審査会合を計45回開催した。
- 東北電力女川原子力発電所2号炉の新規制基準に係る保安規定の変更認可、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉及び日本原子力発電東海第二発電所の特重施設に係る許認可、日本原燃再処理施設及び日本原燃MOX燃料加工施設の設計及び工事計画の一部の認可等を行った。
- バックフィットとして標準応答スペクトルを規制に取り入れ、発電用原子炉6プラント、核燃料施設等6施設の審査を進め、令和5年2月8日にリサイクル燃料備蓄センターについて事業変更許可を行った。  
(基準地震動を変更不要とした施設：大飯3, 4、高浜1~4、美浜3、柏崎刈羽6, 7、女川2、島根2、JRR-3)
- 運転期間延長認可については九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉の審査を進めている。
- 高経年化対策については関西電力大飯発電所4号炉の保安規定の変更を認可した。
- 原子力機構東海再処理施設について、保有する放射性廃液等のリスクの早期低減を当面の最優先課題として、安全対策やガラス固化処理が着実に実施されるよう、監視を継続している。

## 北陸電力志賀原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査における敷地内断層の活動性評価

平成28年4月27日に、志賀2号炉の敷地内断層については、後期更新世以降に活動した可能性があるとの有識者会合の結論が報告されたが、限られたデータに基づく評価であることが併せて指摘されていた。その後、北陸電力は、敷地内断層について大幅なデータ拡充を行い、鉱物脈との接触関係に着目した手法を用いて、後期更新世以降の活動は認められないと評価した。その評価の妥当性が概ね確認できたため、令和5年3月15日に、敷地内断層の活動性評価について、改めて有識者の意見を聴く必要はないことを了承した。引き続き審査を進めていく。

## ➤ 原子炉等規制法に基づく検査の実施

- 令和3年度検査結果の総合的な評価に基づき、東京電力柏崎刈羽原子力発電所については引き続き核物質防護に係るチーム検査の基本検査の回数を増やして行うとともに追加検査を行った（次ページ参照）。それ以外の原子力施設は、通常の基本検査を行った。
- 令和4年度第3四半期までに実施した原子力規制検査における検査指摘事項は22件であった。

	実用炉	核燃料施設等
検査指摘事項	16件	6件
重要度評価	緑	追加対応なし
深刻度	SLIV	SLIV 5件
		軽微 1件
深刻度のみ案件	2件	なし
深刻度	SLIII 1件	なし
	SLIV 1件	

令和4年度（第1～第3四半期）の検査指摘事項等

## ➤ 検査で判明した事項への対応

- 令和2年度に確認した日本原子力発電敦賀発電所2号機の敷地内断層に関する審査会合資料のボーリング柱状図データの書換えについては、事業者の審査資料作成の業務プロセスが構築され、継続的に品質が確保されていることを、原子力規制検査により確認したとの報告を令和4年10月26日に受けた。なお、本件は、原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼしたとして、深刻度を「SLIII」と評価した。

※敷地内断層に係る審査資料に更に誤りがあったため、令和5年4月18日に日本原子力発電に対し、8月31日までに設置変更許可申請書の再補正を行うよう指導した。



日本原子力発電 本店における原子力規制検査（令和4年5月24日）

- 関西電力美浜発電所3号炉の補助給水機能に係る一部設備の火災防護に関して、認可された工事計画のとおり施工されていなかったことから、令和4年7月22日に検査指摘事項の重要度を「緑」、深刻度を「SLIV」と評価した。その後、令和5年3月29日に、他の発電用原子炉施設を含めた事業者の是正処置等に係る原子力規制検査の状況について報告を受けるとともに、原子力規制庁の今後の対応方針について了承した。



# 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(4)

## ▶ 柏崎刈羽原子力発電所 IDカード不正使用事案、核物質防護設備の機能の一部喪失事案

- 令和2年9月20日に発生した東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、東京電力に対し、令和3年3月23日に根本的な原因の特定や改善措置活動の計画の報告を求め、同年4月14日に原子炉等規制法に基づき、改善の効果が認められるまで当該発電所における特定核燃料物質の移動を禁ずる命令を発出した。
- 令和3年4月22日に「東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム」を設置し追加検査を開始した。
- 令和4年度は令和3年10月に開始したフェーズⅡの追加検査について令和4年9月14日に了承した三つの確認方針（①強固な核物質防護の実現、②自律的に改善する仕組の定着、③改善措置を一過性のものとししない仕組の構築）により進めた。令和5年3月8日に追加検査の状況について報告を受け、取り替えられた侵入検知設備の機能発揮状況、侵入検知器の取付け状況、不要警報の低減状況、自律的に改善する仕組の定着状況、東京電力による行動観察の実施状況などについて、引き続き確認していくこととした。



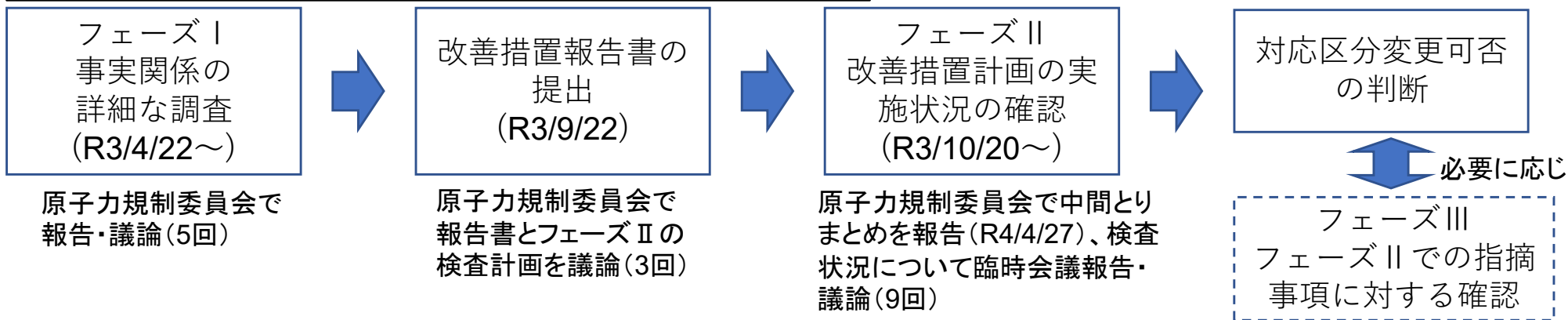
山中委員長の現地調査の様子（1月）

※検査の報告をとりまとめ、令和5年5月17日の原子力規制委員会で対応区分を4のままとし、残された4つの課題について追加検査（フェーズⅢ）を実施することにした。

- 原子力規制委員会委員長及び委員全員が現地調査を実施した。

### 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の流れ

※本図は令和4年度末の状態を示している。



## ➤ 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和4年度以降の安全研究に向けて）」に基づき、13分野で21件の安全研究プロジェクトを実施した。
- 安全研究の成果として、1件の NRA 技術報告と3件のNRA技術ノートを公表し、26件の論文誌への掲載、4件の国際会議論文発表及び23件の学会発表を行うとともに、学会賞を1件受けた。
- OECD/NEAでの17件の国際共同研究プロジェクトへの参加等、国際的な研究活動に参加するとともに、大学や原子力機構等と17件の共同研究を行った。

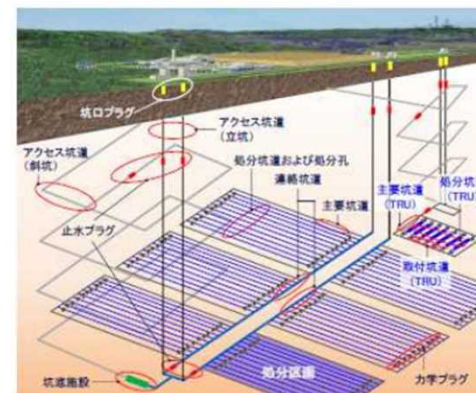
## ➤ 規制基準の継続的改善に関する主な取組

- 特定放射性廃棄物の最終処分に係る概要調査地区の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項の検討

最終処分施設の設計による対応が困難であり、最終処分施設の設置を避けることにより対応する必要がある事象を対象に、  
①断層等、②火山現象、③侵食、④鉱物資源等の掘採の4つの事象を考慮事項として示した。

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見の規制への反映に係る検討

BWRにおける原子炉建屋の水素防護対策として、原子炉格納容器ベントを原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏えいを抑制する対策として位置づける（規則解釈等の改正）とともに、原子炉建屋に漏えいした水素を排出する対策及び処理する対策について事業者による自律的・計画的な対策の実施をフォローアップすることにした。



地層処分施設のイメージ

NUMO「包括的技術報告：わが国における安全な地層処分の実現－適切なサイトの選定に向けたセーフティケースの構築－本編および付属書」NUMO-TR-20-03（2021年2月）より抜粋

# 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(6)

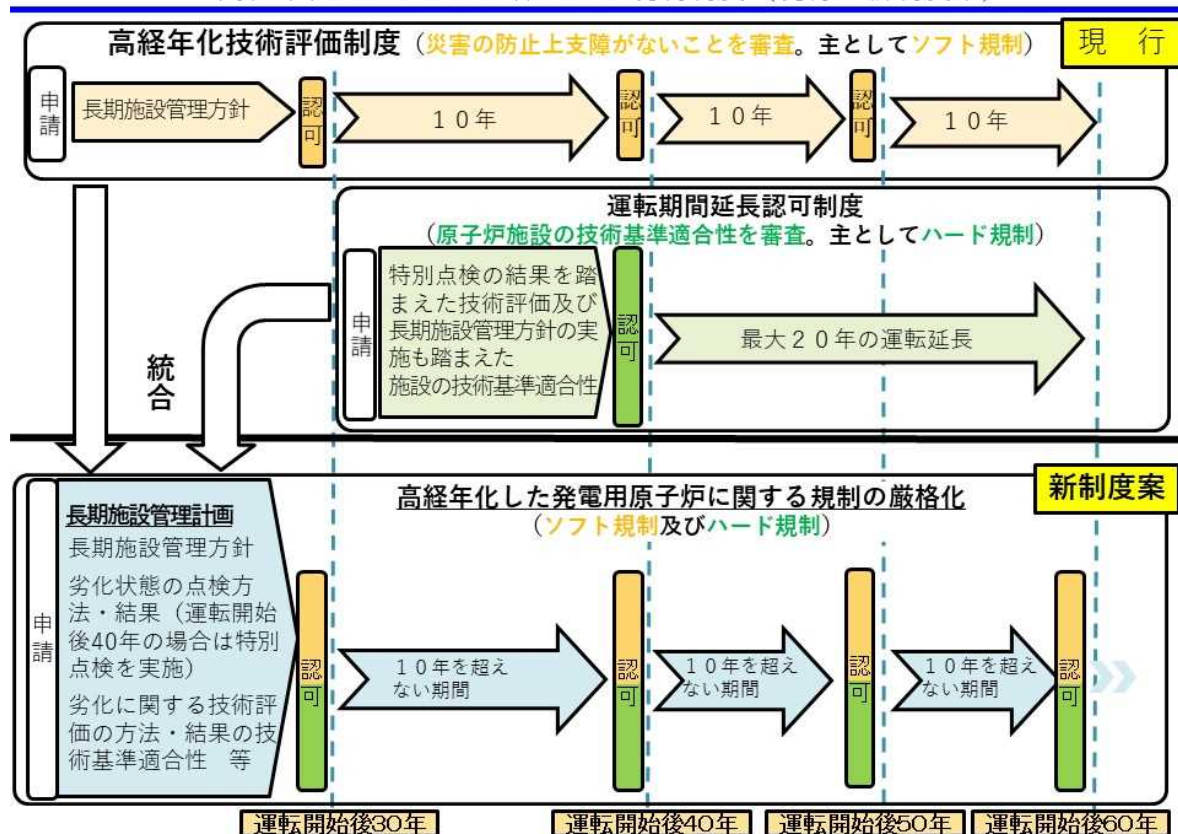
## ➤ 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- 電力経営層との意見交換等も踏まえ、高い頻度での審査会合の開催や原子力規制庁からの指摘についての申請者の正確な理解を担保する取組等を行う方針とし、審査プロセスを改善した。
- バックフィットについて、対象とする知見の扱いや経過措置の検討等の基本的考え方を決定するとともに、検討プロセスを整理した。
- 発電用原子炉施設の安全性向上のための評価に関する制度の在り方や運用の見直しに係る改善提案を炉安審及び燃安審の調査審議事項に追加した。

● **GX**実行会議の検討状況等を踏まえ、高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な検討を行い、発電用原子炉施設の技術基準適合性を確認する頻度を増やし、認可対象を詳細にする安全規制の案をとりまとめ、当該検討案を踏まえて作成した原子炉等規制法の一部改正案とともに了承した（賛成4、反対1）。当該改正案を含めた「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」は令和5年2月28日に閣議決定された。また、高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームを設置し※、新たな規制制度の詳細の検討や国民向けの分かりやすい説明資料の作成に取り組んだ。

※長期施設管理計画の審査基準等を検討する上で主要な技術的論点である、60年目以降の劣化評価を行う際の追加点検や「設計の古さ」への対応の考え方について、令和5年度第9回原子力規制委員会（令和5年5月10日）において了承した。

高経年化した原子炉に係る安全規制制度（現行と新制度案）



## 施策目標：II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

目標達成度合いの測定結果： 目標達成 （令和3年度：目標達成）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。 S:0、A:7、B:0、C:0、D:0

### 【原子力規制庁による自己評価】

（困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの）

- 電力会社経営層との意見交換を踏まえ、新規規制基準適合性審査の進め方をとりまとめ、改善したプロセスを着実に実施した。
- 国内外の自然事象のスクリーニングを数多く技術情報検討会に報告するとともに、耐津波設計ガイドを改訂した。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見を踏まえ、BWRにおける原子炉建屋の水素防護対策として原子炉格納容器ベントを原子炉格納容器から原子炉建屋への水素の漏洩を抑制する対策として位置づける（規則解釈の改正）とともに、原子炉建屋に漏洩した水素を排出する対策及び処理する対策について事業者の対策実施状況の確認を行った。
- 「バックフィットに係る基本的な考え方」を決定するとともに、検討プロセスを整理した。
- 火山の発生メカニズム等に関する知見の整理を行い、特定放射性廃棄物の最終処分に係る概要調査地区の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項として①断層等、②火山現象、③侵食、④鉱物資源等の掘採を考慮事項として示した。

（成果が目標を下回ったことを踏まえてBと評価したもの）

- 検討の前提となる学会の資料準備の遅れのため、中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価が改定まで至らなかった。
- 水素防護の検討を優先したため、水素防護以外の知見の収集や規制上の対応検討が進められなかった。

### 【原子力規制委員会による指摘】

○審査プロセスの改善が多くの点でなされた。今後も取り組みを継続して欲しい。水素対策の規制は評価できる。

【令和5年度の取組】★は令和5年1月に変更した中期目標の新規項目

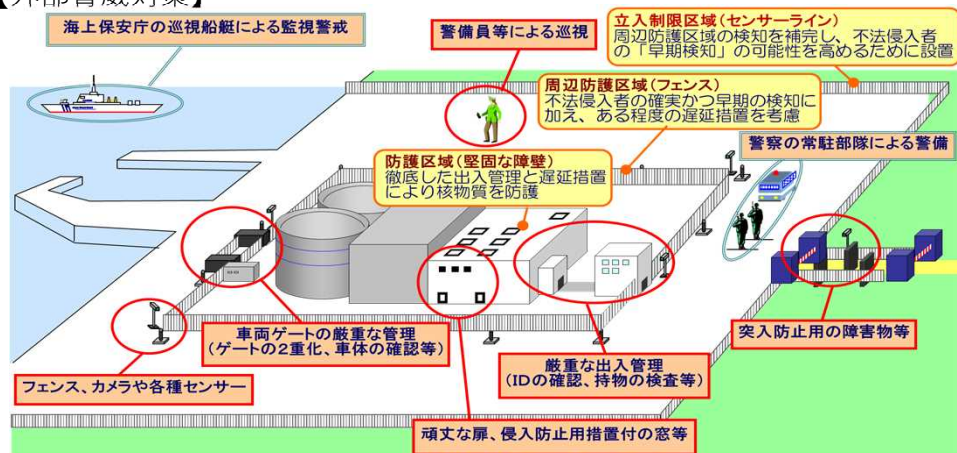
- ★高経年化した発電用原子炉の安全性の確認について制度の具体化と運用を行う。
- ★開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、規制の在り方を検討する。

## 核セキュリティ対策の推進

- 令和4年度は核物質防護に係る設備等の確認及び情報システムセキュリティ対策の状況確認を含む原子力規制検査を127件実施した。
- 原子力施設の監視等を担う原子力規制事務所に核物質防護対策官を常駐させるとともに、本庁との連携に向けたネットワーク等の業務環境の整備を進めた。
- IPPASミッションの受け入れ（令和6年夏頃を想定）についてIAEAに正式要請した。
- 特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を137件実施し、特定放射性同位元素の防護規制を着実に実施した。

核物質防護対策の概要  
(IAEA勧告(INFCIRC 225 rev.5)対応)

### 【外部脅威対策】

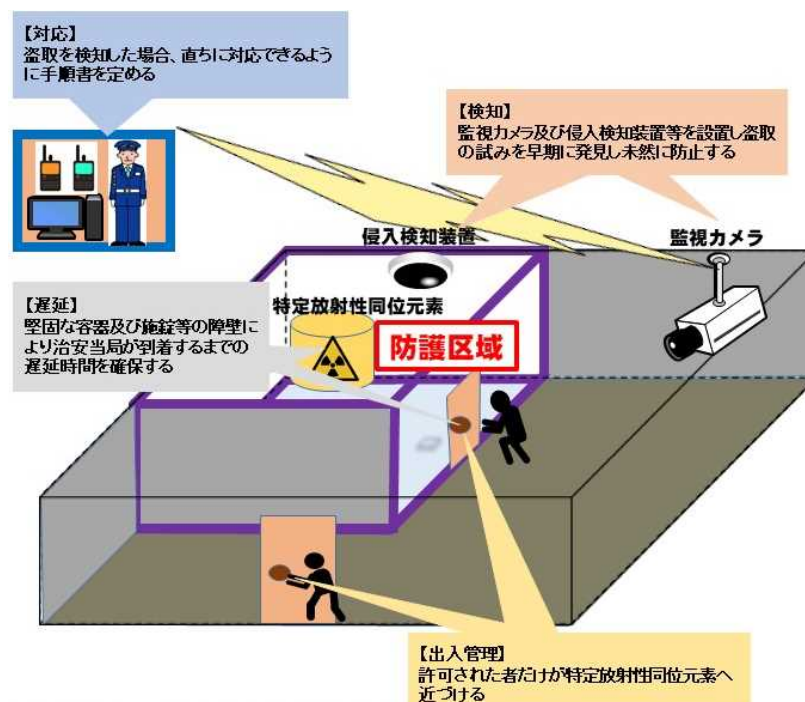


### 【内部脅威対策】

#### 【外部脅威対策に加え】

- 個人の信頼性確認の実施
  - 重要区域への常時立入者
  - 特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上取り扱う者
- 防護区域内部への監視装置の設置

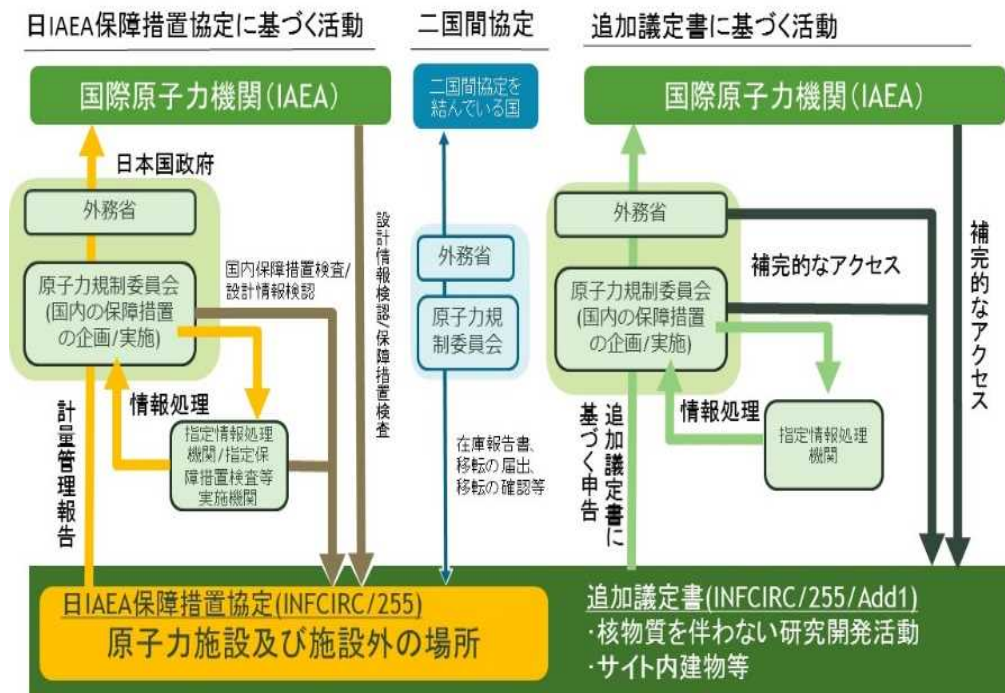
## 特定放射性同位元素に対する防護措置について



## ➤ 保障措置の着実な実施

- IAEAが実施した令和3年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論（拡大結論）を得た（平成15年の実施結果以降、19年間継続）。
- 通常の査察が実施できない東京電力福島第一原子力発電所1～3号炉について、使用済燃料共用プールから使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への燃料集合体の移送に伴う査察を実施するなど、IAEAとの継続的な協議を通して必要な検認活動を実施した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下においても計画どおり査察を実施するというIAEAの方針に対応するため、関係者と調整を行い、IAEAからの通告どおりの査察を実現した。

### 保障措置実施体制



査察活動の様子



監視装置の保守管理



査察用封印の例

# 施策目標：Ⅲ．核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

目標達成度合いの測定結果：目標達成（令和3年度：目標達成）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。 S:0、A:4、B:0、C:0、D:0

## 【原子力規制庁による自己評価】

（困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの）

- 情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正や防護対象機器の選定の考え方の整理等において原子力安全担当部署における3Sのインターフェースにおける取組強化が進んだ。
- 核物質管理センターでコロナ感染が発生したが、原子力規制庁の査察官が対応して保障措置活動を行った。

（成果が目標を下回ったことを踏まえてBと評価したもの）

- 情報システムセキュリティ対策については、事業者の防護措置の実施状況を確認したが、ガイドの作成には至らなかった。
- 3Sに係る実行的な情報収集体制の構築に向けて関係部署間で調整・検討を行ったが、文書のとりまとめには至らなかった。

## 【原子力規制委員会による指摘】

○核セキュリティ対策については、強化されつつあるが、より一層努力が必要。

○原子力安全、保障措置とのインターフェースにおける取組みの強化が大切。

○3Sのハーモナイゼーションは引き続き重要な課題。関係部署間の理解醸成・情報共有という段階から、具体的な業務プロセスの改善に進むことが必要。

## 【令和5年度の取組】

- 核物質防護対策官の配置による現場監視の定着や原子力規制事務所と本庁との連携。
- 情報システムセキュリティの対策強化に係る検査ガイド等の作成や体制整備。
- 3Sのインターフェースにおける相互連携の強化に向けて、担当部署の許認可や検査等を行う際の実務を「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインタフェースに係る実務」ととりまとめ（令和5年4月）。

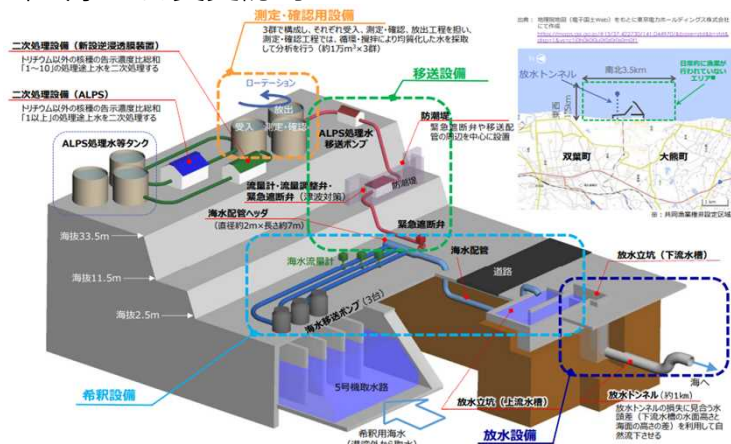
## ➤ 廃炉に向けた取組の監視

- 東京電力から提出された「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請について厳正な審査を行い、13件を認可した。
- 令和3年2月13日に福島県沖で発生した地震の評価を踏まえて整理した耐震クラス分類等と地震動の考え方を改めて整理し、当該考え方を踏まえた耐震クラス分類を行うよう、東京電力に求めた。
- ALPSスラリー安定化処理設備の設計について、閉じ込め機能の維持、ダスト飛散対策、作業員の被ばく対策の観点から設計の見直しを求め、東京電力から対応する旨の回答を得た。

## ➤ 多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）の海洋放出等に向けた取組の監視

- 令和3年4月13日に廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議で決定された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を踏まえ、ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画の審査を公開の会合で行い、令和4年7月22日に認可した。審査結果について要望のあった地元自治体等を訪問して説明、質疑対応を行った。
- ALPS処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請について、令和5年2月22日に審査書案を取りまとめ、科学的・技術的意見の募集を実施した。（IAEAレビューについては2ページを参照）

※令和5年5月10日変更認可



ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設

(2022年11月14日東京電力ホールディングス株式会社公表資料から抜粋)



伴委員による現地視察（令和5年1月）



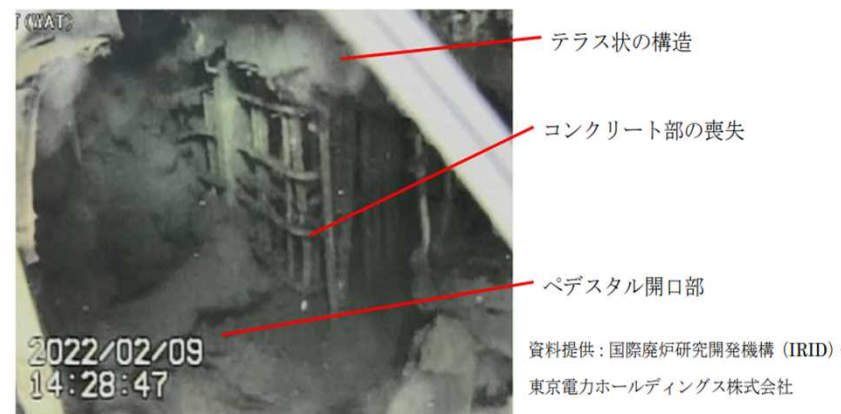
### ➤ 中期的リスクの低減目標マップの改定

- 令和5年3月1日に改定した「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2023年3月版）」では、燃料デブリ自体を除く固形状の放射性物質に係る取組について遅れが生じていることや分析等の取組を強化する必要等を踏まえて、固形状の放射性物質に対する取組を優先課題と位置付け、達成すべき目標を細分化して示すとともに、分析施設の設置や分析能力の確保など体制の強化が必要となることも示した。

※リスクマップは、東京電力福島第一原子力発電所について、施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図るために必要な措置を迅速かつ効率的に講じていく観点から、原子力規制委員会として優先的に取り組むべき廃炉に向けた措置に関する目標を明確にすることを目的に策定している。

### ➤ 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析

- 現地調査（21回）によって得られた情報を基に1号炉の原子炉格納容器内部の損傷状況等について検討した。
- 令和4年度第84回原子力規制委員会（令和5年3月29日）で、令和3年4月から令和4年12月までの調査・検討内容について、科学的・技術的意見の募集を経て中間取りまとめを行った。



図の1号炉ペDESTAL開口部付近の状況

### ➤ 東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング

- 「総合モニタリング計画」に基づき、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施している。
- ALPS処理水の海洋放出前の海域の状況を把握するためのモニタリングを実施するとともに、放出後のモニタリングのあり方について検討を進め、令和5年3月16日に「総合モニタリング計画」を改定した。

## 施策目標：Ⅳ．東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

目標達成度合いの測定結果： 目標達成（令和3年度：目標達成）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。 S:0、A:4、B:0、C:0、D:0

### 【原子力規制庁による自己評価】

（困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの）

- ALPS 処理水(多核種除去設備等処理水)の海洋放出に関する審査に集中的に取り組むとともに、審査のための事業者との面談や審査担当者の打合せに検査担当者も参加するなどにより迅速な状況の共有に努めた。また、IAEA規制レビューにおいて原子力規制委員会の取組を説明し、国際的な情報共有に努めた。
- 未解明な事項の検討を進めるために何度も現地調査を行い着実に情報やデータを積み上げるとともに、多様な外部有識者と意見交換、取得したデータの解析等を丁寧に行い、事故調査・分析内容を取りまとめた。

### 【原子力規制委員会による指摘】

○東京電力福島第一原子力発電所の廃炉については、ALPS 処理水の放出の審査やレビューへの対応など高く評価できる、次の10年に向けた取り組みを着実に監視助言して欲しい。事故分析について、調査、分析にそのものについては、多くの他機関が参画できるような仕組みを構築し、新たな段階に来ているように思われる。

### 【令和5年度の取組】

- 令和4年度に了承された「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る調査・分析の進め方」の方針に基づく事故の調査・分析の実施と報告書の取りまとめ。
- ALPS処理水の海洋放出に関する審査及び検査、IAEAレビューへの継続的対応。
- 固形状の放射性物質の放射性濃度や性状等に応じた保管・管理の方針の策定、分析体制の強化に向けた目標達成。

### ➤ 放射線防護対策の推進

- 放射線審議会においては、眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係るフォローアップ、ICRP2007年勧告の取入れ状況の確認と対応方針の審議、岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方についての検討等を進めた。

### ➤ 放射性同位元素等規制法（RI法）に係る規制の実施及び継続的改善

- 令和4年度はRI法に基づく約7500件の申請・届出を受け、放射線障害の防止に係る立入検査を90件、特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を137件実施した。
- 未承認放射性医薬品等について医療法との二重規制の解消に係る政令改正等を実施した。
- RI法による審査及び立入検査の予見性の向上にも資するよう、審査ガイド等を制定した。

### ➤ 原子力災害対策指針の継続的改善

- 原子力災害対策指針を改正し、防災業務関係者の放射線防護対策の充実等を図った。
- 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を原子力規制庁と内閣府との連名で制定した。
- 令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正（甲状腺被ばく線量モニタリングに係る基本的な事項の反映）を踏まえ、令和5年2月15日に原子力規制庁と内閣府との連名で作成した「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」の案を審議し、意見公募の実施を了承した。
- 基幹高度被ばく医療支援センター等に指定している機関が「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和4年4月6日了承）を引き続き満たしていることを確認（令和4年9月）し、令和5年3月8日に福井大学を高度被ばく医療支援センターに同年4月1日付けで指定することとした。

（本文では「危機管理体制の整備・運用」に記載。）



量子科学技術研究  
開発機構の緊急被  
ばく医療施設

# 第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(2)

## ▶ 危機管理体制の整備・運用

- 令和4年2月10日～12日に実施した原子力総合防災訓練（女川地域）や令和4年3月16日の福島県沖地震（原子力施設の立地市町村である宮城県石巻市、福島県楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町で震度6弱、宮城県女川町で震度5強を観測）による警戒事態等から得た教訓を踏まえ、令和4年12月16日に「原子力災害対策初動対応マニュアル」を改正した。
- 主要な訓練・研修実績
  - ・ 原子力総合防災訓練：美浜地域（令和4年11月4日～6日）
  - ・ 原子力事業者防災訓練※： 36回
  - ・ 原子力施設等所在地域の地方公共団体との緊急時通信訓練：17回
  - ・ EMC（緊急時モニタリングセンター）訓練：13回

※ 原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が実施する訓練。原子力規制委員会は、緊急時に原子力事業者と円滑な情報共有を図るため、同訓練に接続して訓練を行っている。



緊急時対応センター（ERC）

## ▶ 放射線モニタリングの実施

- 原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）」を用いて、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。また、継続的に全国の環境中の放射線等の測定を行い、結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。
- 放射線モニタリングに係る技術的事項の検討を進め、令和4年6月22日に放射能測定法シリーズNo.36「大気中放射性物質測定法」を新たに策定した。



放射線モニタリング情報共有・公表システムの画面 例 20

## 施策目標：V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

目標達成度合いの測定結果：目標達成（令和3年度：相当程度進展あり）

判断根拠：測定指標を概ね達成したため。 S:0、A:8、B:0、C:0、D:0

### 【原子力規制庁による自己評価】

（困難度の高い業務の遂行や予定を上回る業務の進展等を踏まえてSの評価としたもの）

- 原子力災害対策マニュアルの改正、委員長及び委員の交代時の緊急時対応体制の維持等。

### 【原子力規制委員会による指摘】

○緊急時対応のマニュアル整備など着実に進んでいる。今後、緊急時活動レベル(EAL)の見直しなどの取り組みが必要。

### 【令和5年度の取組】★は令和5年1月に変更した中期目標の新規項目

- ★特重施設等を考慮したBWRの緊急時活動レベル(EAL)の見直しについて事業者との議論を通じてEALの見直し案を策定する。重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設のEALについて、事業者から見直しの要望があった場合には、議論を開始する。
- ★医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。

# その他のマネジメントレビューの項目（令和5年3月1日時点）

## 【人的資源投入量と平均残業時間等の分析】参考資料3

業務の進捗評価とあわせて令和2年から令和4年にかけての各部署の人的資源の投入量と平均残業時間等の分析を行った。

- 一人当たり残業時間が3年を通して増加したのは国際室、人事課、技術基盤課の3部署。人事課は人員数が増加しているものの一人当たりの残業時間も増加した。
- 一方で多くの部署で一人当たり残業時間が減少した。特に会計部門は7.6名の人員減に対して一人当たり残業時間を横ばいに抑え、核燃料施設審査部門は7.2名の人員減に対して一人当たり残業時間を13時間減らしている。

## 【マネジメントシステム内部監査の実施状況】参考資料4

原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、6部署（緊急事案対策室、六ヶ所保障措置センター、六ヶ所原子力規制事務所、核セキュリティ部門、人事課及び福島第二原子力規制事務所）に対しマネジメントシステム内部監査を実施した。要改善事項は無く、改善が望ましい事項を2件、良好事例を2件抽出した。

## 【要改善事項および是正処置等に係る活動の実施状況】参考資料5

令和5年2月末までの新規報告は20件。以下の2件の要改善事項を原子力規制委員会で報告した。

- ・ 請負契約の仕様書作成時の不適切な事務処理→市場調査に係るルール制定、類似事案の確認（過去5年）、全職員への啓発。
- ・ 原子力検査官の検査官証等の未発行による不携帯→検査官証の様式を見なおし、携帯性を向上。携帯確認の手順を整備。

## 【IRRSミッション指摘事項への対応状況】参考資料6

（令和4年度中に対応完了又は完了予定の案件）

- 原子力と放射線安全に関連する政府機関（労働基準監督署、消防署等）間情報交換プロセスの構築。
- マネジメントシステムの改善（マネジメント規程を保管する文書に業務の主要プロセスを位置づけ）。
- RIの運搬確認証の記載事項の見直し（輸送容器の設計承認の内容を関連づけ）。
- RIの輸送物の検査等に係る検査ガイドの見直し。

（対応継続中の案件）

- 規制機関職員による事業者が行う研修プログラムへの参加。
- 廃止措置の終了確認の判断基準（放射性物質の測定方法等に係る技術文書）の策定。
- 原子力規制委員会の緊急時の準備と対応（EPR）のGSR Part7への適合及びEPREVミッションの受け入れ。
- 核燃料物質の政令41条非該当使用者に対する放射線測定機器の校正に係る運用の明確化。

令和4年度は、令和3年度に設計した設問群を見直し、設問群毎に継続的に状況を把握するための総合指標と取組への認識を問う個別指標等を設定して、対応の検討につながるように改善するとともに、アンケート結果を課室毎に整理し、それぞれの部署で今後の取組を検討できるように課室毎の結果をフィードバックした。

フィードバックを踏まえて課室毎に改善策について話し合う等の取り組みを行い、庁内掲示版でその状況を共有している。結果は概ね以下のとおり。

- 「上司のマネジメント」は総合指標で最も高い評価を示した。「声を聞く姿勢 Q36」や「上司による積極的な調整 Q43」等の項目が高かった。令和4年度に管理職に対してマネジメントの充実を促した効果も反映されていると考えられる。
- 「職場環境」については、相対的に評価の低い詳細指標が散見された。「人員体制 Q26」「仕事の分担 Q25」の評価が低く、年代によって評価が分かれ、若手・中堅層に業務が集中している可能性を示した。ただし「個人の仕事量の適切さ Q49」や「個人のワークライフバランス Q53」との相関はみられなかったことから、業務の適切な分担により評価が改善する可能性がある。
- インタビューでは特定部門への優先的な人員配置について他部門の納得感が低いことが「人員体制」についての評価を下げていることがうかがわれた。庁内の一体感の醸成が必要。
- また、「職員同士の切磋琢磨 Q27」、「職場内の連帯感 Q30」、「業務分担を超えた協力 Q28」など、職員間の繋がりに関連する項目の評価が低かった。意識的にコミュニケーションを活性化に取り組むことが必要。
- 「成長実感」は、評価の低い詳細指標が多く、特に「キャリア形成についての相談相手 Q58」や「身近なロールモデルの存在 Q59」については低水準となった。若手や女性が働きやすい職場を作ることや先輩職員の話聞く機会の提供などにより各人がロールモデルを見出し、共有できるような支援が必要。
- 30代について全体的に評価が低い傾向は前年から変わらなかった。「仕事の満足度」と相関のある「仕事量の適切さ Q49」や「仕事の分担 Q25」の評価も低く、原子力規制庁は40代以上の職員が7割を占めることから、この年代に業務が偏り、多忙となっている可能性がある。専門家からは、業務のゴールが明確でないことが達成感を低く、仕事量を多く感じさせがちであるとの指摘もあり、業務の工程に応じたきめこまかな目標や一定期間に取り組む仕事量の目安を設け、進捗や達成を認識できるようにするなどの取組も有効であるとの指摘があった。
- また、20代では比較的高い成長実感が、30代になると民間を下回る結果となった。各人が成長実感について何を重視しているのかの把握に努め、ある程度キャリア上成熟しつつある係長級への指導育成の取組の見なおしや、キャリアパスを踏まえたOJTや適切な機会を捉えた成長を促すアドバイスの実施などきめ細かな対応を検討する必要がある。

# 安全文化アンケート・インタビュー結果を踏まえた改善策 (取組中のものを含む。)

<p>若手中堅への業務の集中</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所属長が1on1ミーティングを実施することで、ひとりひとりの職員の業務の状況を把握。</li> <li>• メンターによる職員の状況の把握とアドバイス。</li> <li>• 年度業務計画策定等の際の組織としての仕事の状況把握と役割分担による納得感の向上。</li> <li>• 年度途中でも業務の進捗に応じた目標の変更を勧奨することによる、スケジュールの柔軟な見直し。</li> <li>• マニュアルの整理等による、若手職員に頼みがちな作業を各職員が自らできる環境の整備。(取組中)</li> </ul>
<p>特定部門への優先的な人事配置への納得感</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 部署を超えた庁内の中長期課題等の話し合いによる一体感や他部署の状況に対する理解の促進。(取組中)</li> </ul>
<p>職員間の繋がりに関する項目の評価が低い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出身や趣味等のインフォーマルなコミュニティの形成促進。</li> <li>• 幹部による職員との対話の場の創出。</li> <li>• 新たなコミュニケーション研修の実施。(企画中)</li> </ul>
<p>成長実感が低い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• キャリアコンサルタントによる面談の実施。</li> <li>• 異動時に所属部署の上司、異動先の上司、人事担当者との話し合いによる、ワンボイスでの異動趣旨の説明。</li> <li>• メンターによるキャリアに関するアドバイス。</li> </ul>